

原子力規制委員会による安全確保のための規制に関する事項の整備状況について

- 原子力安全委員会の策定した「高レベル放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について（第1次報告）」（平成12年）を踏まえ、原子力安全・保安院は、「高レベル放射性廃棄物の処分に係る基盤確保に向けて」（平成15年）、「放射性廃棄物の地層処分に係る安全規制のあり方について」（平成18年）を順次取りまとめた上で、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく第一種廃棄物埋設としての関係規定を整備した（法改正は平成19年）。
- 許可基準、事業規則等の規制基準や、基本方針に定められた「概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項」については、少なくとも資源エネルギー庁により科学的有望地が示された後、事業の進捗を踏まえて整備することが求められており、現時点では、その具体的なスケジュールは示されていない。
- 原子力規制委員会が策定した「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（平成29年度以降の安全研究に向けて）」（本年7月13日）によると、地層処分に関しては、中深度処分との共通点が多いとし、考慮すべき時間スケール等の違いを考慮しつつ、中深度処分の研究成果を発展させる形で検討を行うとしている。